

港北区連合町内会 6月顔合わせ会

令和2年6月22日（月）午後2時00分から
港北区役所 1号会議室

議題

1 新型コロナウイルス感染防止に向けた災害時の避難について（協力依頼）

[資料1]

竹下 総務課長

◆ 資料の送付はありません。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言は解除されましたが、今後発生が予想される大地震や台風到来時の避難所・避難場所では「密閉・密集・密接」の3条件がそろいやすく、集団感染が懸念されています。

昨年の台風第19号では、区が開設した避難場所に多くの区民の皆様が避難され、いわゆる「3密」の状態になっている避難場所もありました。

今後の災害時の避難行動にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難先の検討や必要な事前準備を行っていただくようお願いします。

【事前準備の内容】

- (1) 普段から土砂災害や浸水などのハザードマップ等を通して、自宅及び自宅周辺がどのような災害の影響を受ける可能性があるか確認してください
- (2) 災害時の防災情報等は、テレビのデータ放送、港北区防災情報アプリ及び横浜市防災情報eメールなどから入手することができます。
- (3) 自宅で安全確保できる場合は、感染症に罹患することを防止するため在宅避難に努め、日ごろから食料やトイレパック等の備蓄品（最低3日分）の準備をお願いします。
- (4) 避難する必要がある場合は、区が開設する避難所・避難場所だけでなく、親戚や友人の家、宿泊施設等への避難も検討してください。
- (5) 避難所・避難場所に避難する際に持参する非常持出品に、新たにマスクや体温計等の健康管理用品も含めてください。

【感染症対策物品の備蓄について】

港北区では、地域防災拠点や区が開設する避難場所における感染症対策として、マスクや手指用アルコール消毒などの備蓄を進めていきますが、区民の皆様におかれましても、災害時の食料やトイレ対策と同様に感染症対策物品などの備蓄を進めていただくようお願いいたします。

2 防災訓練実施時における感染防止対策の周知について(協力依頼) [資料2]

◆ 資料の送付はありません。

竹下 総務課長

新型コロナウイルスの緊急事態宣言の解除を踏まえ、自治会・町内会等が主催する防災訓練については、次の感染防止対策等を参考に実施し、感染予防に努めてください。

地域防災拠点運営委員会が主催する訓練も同様に参考としてください。

【感染防止対策】

- (1) 訓練参加者の体調確認を実施し、参加者に発熱、咳などの症状が少しでもある場合は訓練参加の自粛をお願いしてください。
- (2) 訓練会場には手指用アルコールを配置してください。
- (3) 参加者にはマスクを着用していただけてください。

【中止・延期の検討目安】

- (1) 飲食を伴う場合(参加者個人の水分補給は除く)
- (2) 人と人との間隔が2m以上確保できない場合
- (3) 屋内を使用する訓練で訓練の参加人数が定員の目安(※)を上回る場合
※ 定員の目安：訓練会場の面積(m²)を4で除した値
(100m²の訓練会場であれば定員の目安は25人)

3 募金協力・会費納入のお願い

小林 地域振興課長

1 令和2年度日本赤十字募金について [資料3-1]

- ・6月末に募金資材等を自治会町内会へ郵送します。

2 令和2年度「港北区社会福祉協議会世帯会費」及び

「港北区「社会を明るくする運動」実施委員会会費」の納入について [資料3-2]

- ・世帯会費：6月末に払込取扱票、目安額一覧表を郵送します。
- ・社会を明るくする運動会費：6月末に振込用紙等を自治会町内会へ郵送します。

※ 1、2ともに送金・納入期限は9月30日(水)としていますが、地域の実情にあわせて、期限内の送金・納入が難しい場合には、次のご相談ください。

〈相談先〉港北区社会福祉協議会 電話：547-2324

4 情報提供

小林 地域振興課長

1 本市における特別定額給付金について(情報提供) 【市連会報告】 [資料4-1]

◆ 自治会町内会長あてに資料を送付します。

[特別定額給付金の概要]

- (1) 給付対象者
基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 申請期限
令和2年9月10日(木)
- (3) 問合せ先
横浜市特別定額給付金コールセンター
電話:0570-045592 FAX:681-8379

2 令和2年度「防災キャラバン」のお知らせ(情報提供) [資料4-2]

◆ 自治会町内会長あてに資料を送付します。

例年実施しております、地域への出前講座「防災キャラバン」を今年度も実施します。参加についてご検討いただき、お申込をお願いいたします。

- (1) 実施内容
地域の実情により「崖防災」「河川防災」「みずから考える防災(地震編)」「建築物の防災」から、いずれか一つをご選択ください。
- (2) 申込方法
資料裏面の「ファックス(Eメール)送信票」に必要事項を記入し、港北区役所総務課防災担当まで送付ください。
- (3) 実施期間
令和2年9月1日から令和3年2月28日まで
※ 実施の2か月前までにお申込みください。
- (4) 提出及び問合せ先
港北区役所総務課防災担当 中村、元木、福元、滝沢
電話:540-2206 FAX:540-2209、Eメール:ko-bousai@city.yokohama.jp

3 横浜IR(統合型リゾート)について(情報提供) 【市連会報告】 [資料4-3]

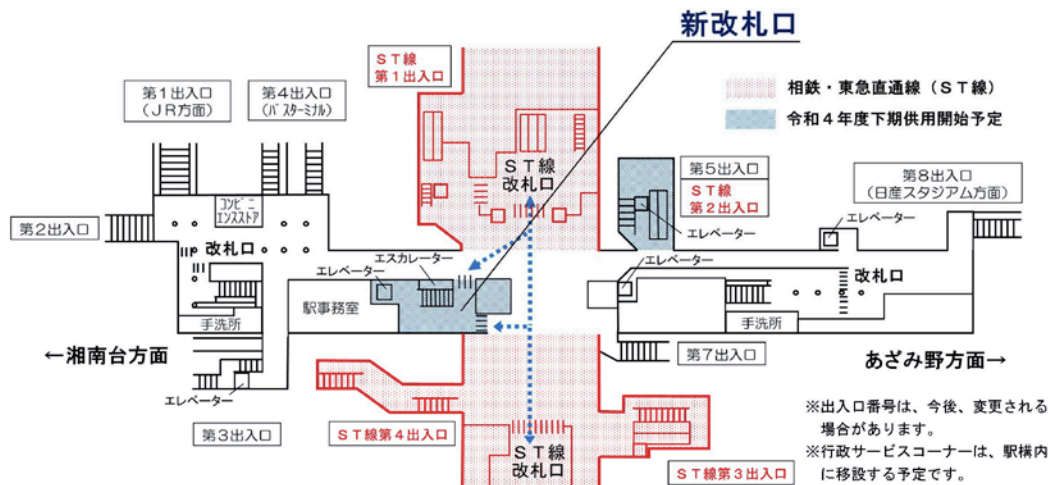
◆ 資料の送付はありません。

- (1) 「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」結果報告
この調査は、市におけるギャンブル等依存症が疑われる方の割合を推計するほか、今後の予防や啓発、相談支援などの具体的な対策につなげるために行ったものです。
【調査結果のポイント】
 - ・「ギャンブル等依存症が疑われる方」の割合
成人の0.5%
 - ・「ギャンブル等依存症が疑われる方」の過去一年の掛け金
平均で1か月に25万円、中央値3万円
- (2) 市民説明会について
これまでに実施した市民説明会の内容と同じような情報をお伝えするため、動画の作成を検討しています。準備が整い次第、ウェブページに掲載します。

4 市営地下鉄新横浜駅の新規改札口について（情報提供）[資料4-4]

◆ 資料の送付はありません。

市営地下鉄新横浜駅では、令和4年度下期に予定されている相鉄・東急直通線（相鉄・東急直通線）の開業に合わせ、新しい改札口を整備します。



5 市営地下鉄グリーンライン混雑緩和策（6両化）について（情報提供）[資料4-5]

◆ 資料の送付はありません。

グリーンラインは、乗車人員が増加傾向にあり、混雑緩和が喫緊の課題となっています。このため、6両化に向けて、8月（予定）から駅ホーム及び車両基地で順次、工事に着手し、令和6年度の完成を目指します。

6 民生委員・児童委員、主任児童委員の委嘱日の変更について（情報提供）

◆ 資料の送付はありません。

民生委員・児童委員の欠員補充及び増員について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から推薦に必要な会議を通常どおりに開催することが困難なため、委嘱日を7月1日から8月1日へ変更します。なお、候補者本人、該当地区の自治会町内会長、地区連合町内会長及び地区民生委員児童委員協議会会長には連絡済みです。

7 「ひっとプラン港北」策定に関する地域活動調査の実施について（情報提供）

[資料4-7]

◆ 自治会町内会長あてに資料を送付します。

現在第4期港北区福祉保健計画「ひっとプラン港北」を策定しています。計画策定にあたり、インターネットで地域活動に関する調査を行います。

実施期間：6月15日～7月26日



QRコード

8 ヨコハマ議会だよりの配布時期の延期について（情報提供）（協力依頼）【市連会報告】

[資料4-8]

◆ 自治会町内会長あてに送付します。

次回発行の「ヨコハマ議会だより（NO.117号）」の発行時期は8月から9月に変更になります。次回号の配布は9月をお願いいたします。配布物は例月どおり「広報よこはま」と一緒に送付します。

9 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の発行について（情報提供）

[資料4-9]

◆ 自治会町内会長あてに送付します。

5 行政機関からの情報提供等

◆ 資料の送付はありません。

- 1 港北区内犯罪発生状況
- 2 交通事故概要
- 3 港北区内の火災・救急状況について

資料は6月24日（水）に発送します。

◆港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています◆

https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichikai/kurenkai.html

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索



お知らせ

皆様のパソコンや携帯電話等で受信可能な防犯関連情報メールについてお知らせします。

【港北区防犯情報メール】

パソコン、携帯電話のメールアドレスや FAX 番号を登録するだけで、港北区で発生した街頭犯罪などの防犯情報を受信することができます。皆様の防犯に是非お役立てください。

港北区内を 4 エリア(北部、東部、西部、南部)に分け、該当エリアで発生したひったくりや空き巣などの街頭犯罪や不審者情報、振り込め詐欺など身近な犯罪情報をお届けします。

※登録・受信は無料です。(通信料は別途かかります。)

エリア別アドレス一覧

北部エリア kbaaan@city.yokohama.jp 	日吉、日吉本町、箕輪町、下田町、綱島東、綱島西一丁目～三丁目・五丁目～六丁目、綱島上町、綱島台、高田東、高田西、高田町
東部エリア kbaaae@city.yokohama.jp 	大曽根、大曽根台、榑町、師岡町、大倉山
西部エリア kbaaaw@city.yokohama.jp 	新吉田東、新吉田町、新羽町、北新横浜、綱島西四丁目
南部エリア kbaaas@city.yokohama.jp 	大豆戸町、菊名、篠原北、錦が丘、富士塚、篠原東、篠原町、仲手原、篠原台町、篠原西町、新横浜、小机町、鳥山町、岸根町

【「ピーガルくん子ども安全メール」について】

神奈川県警では、子どもを犯罪から守るための情報(不審者情報・ちかん・脅迫・暴行等・凶悪事件の発生・警察からのお知らせ等)を電子メールで携帯電話・パソコンにお送りするサービスを行っています。

記載の QR コードから登録手続きが行えます。

その他の詳細は、神奈川県警のホームページを御確認下さい。

